



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

グラウンド・ファイナンシャル・アドバザリー株式会社
代表取締役 佐藤 明彦
(JASDAQ・コード番号：8783)
問い合わせ先 取締役 平野 公久
電話 03-5532-1031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由
 - (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い所要の変更を行なうものであります。
 - (2) 今後、当該事業を行なう予定がないため、第 2 条(目的)に定める事業目的を削除するものであります。
 - (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
2. 定款変更の内容
変更の内容は、別紙のとおりであります。
3. 日程

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 24 日(水曜日) |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 24 日(水曜日) |

以上

(変更箇所は下線部分であります)

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 |
|---|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| (商号) 第 1 条 (条文省略) | (商号) 第 1 条 (現行どおり) |
| (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5. (条文省略) <u>6. コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売</u> <u>7. 上記事業に付帯関連する一切の事業</u> (本店の所在地) 第 3 条 (条文省略) (公告方法) 第 4 条 (条文省略) | (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5. (現行どおり) (削除) <u>6. 上記事業に付帯関連する一切の事業</u> (本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり) (公告方法) 第 4 条 (現行どおり) |
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| (発行可能株式総数) 第 5 条 (条文省略) | (発行可能株式総数) 第 5 条 (現行どおり) |
| <u>(株券の発行)</u> 第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> | (削除) |
| (自己の株式の取得) 第 7 条 (条文省略) | (自己の株式の取得) 第 6 条 (現行どおり) |
| (基準日) 第 8 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> に記載 または記録された議決権を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、 その事業年度に関する定時株主総会にお いて権利を行使することができる株主と する。 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取 締役会の決議によってあらかじめ公告して 臨時に基準日を定めることができる。 | (基準日) 第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿 に記載または記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時 株主総会において権利を行使することが できる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取 締役会の決議によってあらかじめ公告して 臨時に基準日を定めることができる。 |
| (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告 する。 3 当社の株主名簿、 <u>株券喪失登録簿</u> 及び新 株予約権原簿の作成ならびに備置き、その 他の株式及び新株予約権に関する事務は、 これを株主名簿管理人に委託し、当社に 対しては取扱わない。 | (株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告 する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の 作成ならびに備置き、その他の株式及び新 株予約権に関する事務は、これを株主名簿 管理人に委託し、当社においては取扱わ ない。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 |
|--|--|
| <p>(株式取扱規程) 第10条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第26条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>第27条～第32条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(株式取扱規程) 第9条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第10条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第15条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>第26条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p> |

以上